

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻63号 93/5 (1部100円) 発行人 玉本 格
 市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
 市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 / 5月25日(火) PM3~5 小林証人再主尋問 (芦屋市役所東分庁舎2F)



も / く / じ

第48回公開口頭審理報告

「人事交流促進」という名目すら崩される	2
教科内の専門分野すら考慮せず強制異動	
「日の丸」に抗し続けて	市芦分会 7
活動日誌 18	

第四八回公開口頭審理報告

「人事交流促進」という名目すら崩される
教科内の専門分野すら考慮せず強制異動

市芦救援会事務局

去る二月二四日、村田弁護士により深沢先生の配転に関して、小林元管理部長に対する反対尋問の続きが行われました。

昭和六三年四月に芦屋市教委が深沢先生を教育研究所に強制配転したのは、組合の委員長を市芦から排除することで組合を一層弱体化させ、「教育改革」という名の差別・選別体制の推進を狙ったものでした。

この年は、前年に強引な定数条例改悪を強行し、過員状態を作り、組合活動家を中心に七名もの教員を強制配転した時と異なり、教員定数には変化はありませんでした。

処分者側は深沢先生を市芦から排除する意図を隠蔽するために、「適正配置」と「人事交流の促進」をあげていました。しかし、その前提である市芦の勤続率を追求されると、最初小林証人は「一市一高校のため、人事が停滞」と強弁していましたが、村田弁護士から県立芦屋高校や西宮の市立高校の例を書証で示されると市芦の教員勤続率は低いことが証明され、証人は答えられなくなりました。

すると苦しまぎれに寺内処分者側代理人が「裁量権の範囲だ」と証人の証言を横取りする形で居直り、一時審理がストップしました。

「適正配置」からいえば、理科の教員一名が県への転出が内定していたため、理科は欠員不補充のままではないかと追及されると、「市教委全体での人材確保を考慮した」と言い逃れしようとしました。しかし、深沢先生を特定した理由についても、理科の教科内のバランスと言いつつ、化学の深沢先生が抜けると生物二名、物理一名、地学一名という不合理なおこっていることが明らかにされました。

さらに教育研究所を一名増員してまでコンピュータの経験がある人となると、ますます深沢先生以外に適任者がいることがわかり、配転する人物を先に決め、あとからありもしない配転理由をこじつけたことが浮きぼりにされました。

それゆえ小林証人は「総合的に判断した」と苦しい逃げの答弁に終始しました。

六三年度人事異動方針は前年と一体のもの

村田弁護士（以下、村田と略）前回に続き、昭和六三年四月の深沢先生の配転について、六三年度人事異動方針の中で、特に市芦を重点的に考えていたとの証言でしたが。

小林証人（以下、小林と略）六二年度は定数条例の改正もしてまずし、異動もいろいろありますが、六三年度もそう言っていましたか。

村田 別件事案でもおっしゃってますよ。いいんです。乙三七号証の一を示します。長瀬事案調書で、六三年度異動方針に関して、市芦について「重点として考えていた」と証言されている。ちがうんですか。

小林 よく覚えてません。

村田 六一年七月に松本教育長が就任され、その後のいわゆる教育改革の一環として六三年度異動が行われたんですか。

小林 六二年度に一連の適正化をし、続いて六三年度も継続したことは事実ですので、そういうつもりで言ったんかもしれません。

村田 すると、本件の、六一年一〇月の鈴木先生の異動、六二年四月の異動の延長線上にこの六三年度異動もあるということですか。

小林 そうだったと思います。

村田 争われている六一年から六三年の人事異動は、すべて本人の同意なしに行われてい

るが、そう強行しなければならぬ問題があったんですか。

小林 人事異動に本人同意を必要とするとは思っていませんでしたから。

一般行政職も含めて本人の同意を得て人事なんかやっておりませんか。

小・中も含めて、六一年度までは本人に事前に行ってましたが、六二年度異動は公立の小・中学校についても同意なしになった。

村田 本人の希望を参考にするという条項は六二年度もあることは認めますね。

小林 はい。

六三年度は前年度の混乱の「調整」

村田 六一年度までは小・中・高共通の人事異動方針があり、六二年からは市芦独自の方針が作られるようになったんですね。

小林 はい。

村田 すると、市芦の方針の特徴は何ですか。小林 特に何かを強調してはるわけではない。

村田 六三年三月末までに何か事情が発生したことがあるんですか。

小林 六二年に続いて市高の人事交流を図ろうという考え方があってやった。

村田 別件の証言をみると、適正配置という問題と人事交流の促進の二つがあるのか。小林 どちらとも思う。芦屋市の場合、一高

校しかなく、人事が停滞するので、長い人についていろいろな職場に引っ込まらうと。

村田 甲二一八号証の一、二を示します。六二年と六三年度の市芦の人事異動方針です。

閲覧できないということ、公文書公開条例に基づいて入手したものです。これによると、六二、六三年はほとんど差がないですね。すると、六三年はここに重点というような、書面に表われないような議論がされたのですか。

小林 されたと思うが、よく覚えてない。

村田 六〇年、六一年のをみても差がない。

小林 六三年度は、六二年度に教科選択制を取り入れたので、持ち時間や人数の関係で調整をせないかんといいことで、いろいろ話をしてやったと思う。

村田 適正配置ということですか。それと人事交流を促進しようと考えたと。

小林 六二年、六三年度になるが、六三年度は六二年度に比べて特別に考えたことはない。

市芦の教員定着率は低い

村田 人事の停滞とは、先生方の異動が少ないという意味ですか。

小林 市芦だけとなると、一〇年、二〇年という形でそこにおられることになり停滞をきたすと、県立高校への交流といっても県の採用試験の問題もある。

村田 異動が少ないというのは、新しい先生が入ってこない、入れ替りが少ないと。

小林 はい。

村田 どの学校と比較していわれているのか。

小林 西宮、伊丹、尼崎など。

村田 市芦の場合、先生の異動率は低いのか。

小林 覚えてないが、比較もした。

村田 学校教育の場合、毎年くるくる先生が替わるのは好ましくなく、じっくり教育にとりくまれる先生がおられるのはメリットでは。

小林 そういうメリットも大いにあると思う。

村田 個人の学校のことを考えても、その学校一筋で、何十年もいるという先生が何十人も居たと思えますが、学校ではそういうことは配慮されるんじゃないですか。

小林 それはあるし、別に否定しません。

村田 市芦に若い先生が少ないので不都合だということですか。

小林 新人が入って三年たつと出ていくという交流なので、基本的交流ができてない。

村田 新しい人がすぐ替わるといふ弊害があるんじゃないですか。

小林 あったと思う。

村田 甲二二〇号証を示します。教諭同一校勤続率の一覧表です。市芦の一九八一年から一九八七年の統計です。八一年にいた先生が八七年までいた率は三八・一％です。他校の比較は、県芦は七四・一％。他市の市立高校

では、市立西宮高校七二・一％、西宮東が七一・七％と非常に高い。あなたのいわれたことと全く相反する結論ですね。本当に調べたんですか。

小林 調べてたと思いますけど。

市芦の異動率は高い

村田 全然ちがうじゃないですか。市芦の方が異動が激しいと。甲二一〇号証を示します。教員異動状況表で、その年の転出者の率ですが、一九八一年は一一％、一九八六年は一〇％と高い。県芦では、三・七五・六％ぐらいで、いかに市芦の異動が多いかわかる。

小林 この表のとおりだと思いが、市芦では新しい人がすぐ出ていく、そういう意味での

異動はたしかに多かったと思う。

村田 甲二一〇号証を示します。経験年数が五年以下の先生の割合は、市芦で三三％、県芦は一三％、県立芦屋南でも一三・七％。すると市芦ではもっとベテランの先生がいるということになりませんか。

小林 確かに新採用の人が多いが、二〇名位の先生が全然かわらないし、かわれない状況

教諭同一校勤続率

甲第210号証

(ただし、校長、教頭、養護教諭、司書教諭を除く)

1、芦屋市立芦屋高等学校における1981年から1987年までの勤続率

38.1%

(注) 1981年度在籍者42名中、1987年度在籍者は16名であった。

2、勤続率の他校との比較 (1984年度在籍者中1988年度在籍者)

(1) 市内の全日制普通高校との比較

市立芦屋高校	41名中19名在籍	勤続率	46.3%
県立芦屋高校	54名中40名在籍	勤続率	74.1%
県立芦屋南高校	(1983年度創立のため比較から除外)		

(2) 他市の市立全日制普通高校との比較 (西宮市との比較)

市立芦屋高校	41名中19名在籍	勤続率	46.3%
市立西宮高校	61名中44名在籍	勤続率	72.1%
市立西宮東高校	60名中43名在籍	勤続率	71.7%

教員異動状況

第211号証

(校長、教頭、養護教諭、司書教諭、臨時採用教員を除く)

芦屋市立 芦屋高等学校 教員転出状況

年度	転出数	在籍教員数	転出者の割合
1981年度	5	43	11.6%
1982年度	4	43	9.3
1983年度	3	42	7.1
1984年度	3	41	7.3
1985年度	5	38	13.2
1986年度	4	37	10.8
1987年度	11	25	44.0

兵庫県立 芦屋高等学校 教員転出状況

年度	転出数	在籍教員数	転出者の割合
1985年度	3 (1)	54	5.6%
1986年度	2	54	3.7
1987年度	3 (1)	54	5.6

()内は退職者(内数)

経験年数5年以下の教員

第212号証

(校長、教頭、養護教諭、司書教諭を除く、全教諭・助教諭)

芦屋市内の全日制普通科高校の比較

1989年度	市立芦屋高校	28名中9名	32.1%
1989年度	県立芦屋高校	54名中7名	13.0%
1988年度	県立芦屋南高校	51名中7名	13.7%

ただし、市立芦屋高校・県立芦屋高校については、組合調査による実数。県立芦屋南高校については、1988年度教職員名簿により、1961年以降生まれ(ほぼ28才)を経験年数5年以下として算出した。

があったことを言ってるんです。

村田 それは他校でも多くおられたことがわかったでしょう。なぜ市芦の場合それが都合なのですか。

小林 子細に県立高校の状況を調査した上でないと軽々にはいえないと思う。

傍聴者(以下、傍と略) さっき調査したと言ったやないか!

寺内 寺内代理人(以下、寺内と略) 今の尋問です。分銅弁護士(以下、分銅と略) 異議をいう段階でない、異議かどうかははっきりして、

寺内 異議ですよ。人事の問題は本来裁量行為の最たるものだというのを・・・

分銅 異議あり。それ自体が証人に回答を教えている内容で、代理人が代りに答えている仕方、不相当な異議です。この証人を出して下さい。

審査長 証人はちょっと外へ出て下さい。(証人退室)

寺内、不当な「異議」で混乱

寺内 人事は総合判断でやるので、おかしいといわれても、これは平行線。

村田 証人の具体的証言に基づいて、他市と比べるとおかしいと証言を弾劾してるんです。寺内 客観的事実は示されて、おかしいかど

うかは公平委員会の判断することですよ。

在問弁護士(以下、在問と略) 質問は処分そのものの不当を尋ねてはいなくて、処分するに当たった事実について、証人の証言と違うという質問ですよ。

分銅 今まで何度も異議を出され、それが証人に回答を教えている。

傍 そのとおり! マトはずれやけどな(笑) 審査長 異議の内容いかんによっては証人を出すように配慮します。(証人入室)

市芦では人事の停滞はなかった

村田 六一年から六三年度にかけて九人の先生を配転させたが故に、経験の乏しい先生方が急増した。そこで教育に支障がでたと考えませんか。

小林 校長からは、特に混乱した状態ではないと聞いてますから。

村田 先ほどの表からは、六二年当時市芦においては処分者側のいう人事の停滞はなかったと考えますが、何か反論は。

小林 二〇人ぐらいの先生が県立高校への交流ができない状態にあることは、人事の停滞をきたすと思ってます。

村田 仮に人事の停滞があったとして、市芦で何か不都合なことがあったんですか。

小林 いろいろあったと思う。

村田 校長の見解に反対意見を唱える先生が多いとか、こういうことですか。

小林 それは否定しませんが。

村田 六三年に深沢先生を異動させなければならぬ具体的な不都合は何ですか。

小林 持ち時間の関係とかいろいろ。村田 いろいろではわからない、具体的に。小林 いろんな要素がある、個々具体的にいうと反論され、一つ言うたら反論されてということにもつながりますので。傍 そりゃ考えすぎや(笑)

市芦に残るとい先生を強配

村田 先ほどから、県の採用試験を受けてない先生が多いと、それで市芦には県市交流ができないといわれていますが、従来県に転出した先生方は、すべて本人の希望、同意によってなされてた訳ではないですか。

小林 そういう時期もあった。村田 本件以前は全部そうでしょう。小林 本人の同意もありませんから。

村田 県を合格して先生について、その人の希望、同意なしに強制配転した前例はないでしょう。

小林 県は任命権者が異なるので、本人の同

意がなければなかなか退職させられない、一方的に退職させることは、今の中では非常に難しいという意味で同意が必要であるということだと思えます。

村田 すると、県の試験を受けていないという先生が、県への転出を希望しないだけで、不都合はないんじゃないですか。希望すれば出ていかれるし。

小林 希望すればというその可能性もない訳ですから。

村田 試験を受けてる人でも、市芦からの転出を希望しなければとどまる訳でしょう。

小林 それは本人の自由で可能性がある訳ですから。

村田 可能性のない人だったら強制配転するということですか。

小林 するとは言ってませんが、だから停滞につながっているということ。

村田 あいまいですね。芦屋市教委自体がそういうことを承知でこれまで採用してきて、手続き上問題はなかった訳でしょう。

六三年度は教科バランスを強調

村田 六三年の異動について、市芦からの転出者は、理科の齊藤先生が潮見中学に、深沢先生が教育研究所に配転、国語の長瀬先生が谷崎記念館に配転された。

物が四方、山中、地学が田辺さんですね。

小林 どうでしたか・・・

村田 高校の理科教育は、各分野の先生がいることが望ましいでしょう。

小林 よく覚えてませんが、講師にお願いするとか、他の専門教科の方が化学を教えるとか、三二名体制の中でやっていただくということ、校長がいろいろ調整してたと思う。

村田 専門教科のバランスを考えるよりも他のことを考慮したということですか。

小林 いいえ、バランスはとるが、人材確保という面で全体の面からも考えてた。

深沢先生の配転理由を示せず

村田 深沢先生を選んだ理由として、在職年数が一五年、理科の知識があり経験豊富と、年令構成も考えてといわれていますが、何か経験豊富という中味で考慮したことがあるのか。小林 教育研究所の増員の要因として例えばコンピュータを各学校で普及していくとか。村田 理科の年令構成は。

小林 各年代ごとというぐらいの意味です。

村田 あまり大して変わらないんですよ。

小林 いろんな点から考慮したということ。

村田 在職年数についても、深沢さん一五年、山中さん一一年、四方さん一六年。小林 この三人からということですね。

小林 はい。

村田 転入が三人。社会科に教育委員会の村上先生、新任で理科の岸本先生と数学の魚見先生が採用された。齊藤先生の異動はいつ。

小林 三月の下旬ごろ。

村田 六三年度異動の校長とのヒヤリングで、校長が持参した資料は、週当たり時間数の統計だけですか。

小林 ほかにいろいろあったと。

村田 例えば教科間のバランスの問題とかおっしゃってた訳ですから、その判断に必要な資料としてこれ以外にあったのですか。

小林 時間割表のようなもの。他に生徒がどんな教科を希望してるかという表とか。

村田 毎年科目毎の授業時間数は変動するのは当然ですね。

小林 はい。

村田 六三年以前、授業時間数の変動に応じて先生を入れ替えてきたことはありますか。

小林 あったと思う。

村田 ウソいうな!!

村田 年によって多少の変動があるのは当たり前で、その度に入れ替える訳にいかないでしょう。

小林 そうですが、ある程度バランスとか持ち時間数の多い少ないがあると調整はやらなれないかと思う。

村田 他の年度にはやってないのに、なぜここ

村田 深沢さんを選ばれる理由は。

小林 いろんな総合的な判断の中で。

村田 そういう点では最もふさわしいのは四方先生になると思うんですが。

小林 三人のうち深沢、四方先生については同じくらいの経験で、この二人が対象になってくるということですか。

村田 すると、年令も動続年数も選んだ理由

にはならないでしょう。小林 その要素で対象者を絞り込んで、ほかの要素も見て、最終的にこの人にと決める訳ですから。村田 深沢先生が一番市芦にいてほしくないからということではないのかな。小林 そうではないです。傍 (笑)

「日の丸」に抗し続けて

市芦分会

入学式の前日、突然、波平校長から今年度の入学式より「日の丸」を校門前のポールと式場正面に掲げ、「君が代」を式次第に入れる、との話が抜き打ち的になされた。

旗の掲揚台は、校舎の中心部に備えられており、学校行事において十分機能してきたのに、ご丁寧に校門前に新たにもう一つ建てられた。それも現場が要求もしないのに市教委が無理矢理予算化し、一九九三年度予算を使って春休み中にこっそり工事をすすめたものである。

肝心の生徒や親のことなど眼中になく、ただひたすら売名と自己保身に汲々とする輩の

の年だけ教科バランスを強調して異動をしたのか。小林 六二年度から人事交流、適材適所とかで継続してて、異動をやってきた。

深沢先生を配転して、化学はゼロ

村田 授業時間数の見込みと実際が狂うことは珍らしいことではないですね。

小林 六二年度は過員が生じて異動し、もう少し調整をせなにかんということ、六三年に調整を加えたということ。

村田 仮に譲って、減員の必要性があったとしても、従来は欠員不補充で是正してきた。

小林 六二年度に定数を三二名と決めたので。

村田 六三年、齊藤先生が転出し、そのまま欠員不補充だと理科一名は減員となるでしょう。調整をしても。

小林 市芦の時間の変更、過員という問題だけではないに、市全体として教育研究所での人材を求めると、総合的に判断してる訳です。

村田 理科の減員として、各分野の検討はしたのですか。

小林 そうです。

村田 六二年は物理の石橋先生が配転され、物理の先生はいないと。甲二一五号証を示します。六二、六三年度の理科の先生方を挙げている。六二年度は、化学が齊藤、深沢、生

腐臭の象徴として、校門前のポールはスクランダラスである。掲げられる旗は、ポールに似つかわしい。

現場管理職への恫喝に始まり何がなんでも「日の丸」を刷り込もうという市教委の強権的な姿勢が、教育現場を荒廃させるのは目に見えている。教育現場の活力を奪うことだけは明白だ。

校長の説明は、「学習指導要領で義務づけられていること」と「市内小中学校ですべて実施されている」からというものである。これに対して何人も教員から、教育の立場、つまり自分の対面している生徒のことに

関わって反対意見が相次いだ。

中学時代、自分が在日朝鮮人であることを心底に沈めたまま、そこから生み出される問題の重さを支えきれず、表面タバコ、シンナー、「怠学」(諦学か)と荒れていた子がいた。「補導」された時、ただ一人母親だけが体を張って警察と掛け合い、子どもを守ったという。普段仕事に忙しく、母親を遠い人と思いついていた子どもにとって、親の思いはことさらに沁み込んだ。自分だけでなく荒れている連れも入学できたなら、高校もすてたものでないと言っていた。その子が高校生活にかけたことは、「おかあちゃんに、心配かけへん」ということだった。「表面だけ触るんやったら、やめて」と担任に言い張るその子は、「日の丸」の掲げられた卒業式に出席することを受けいれなかった。

「教師は本当のこと教えんならん。職務命令まがいのことでやられるんやったら担任でけへん。」と言う教員に、「個別的に考えれば矛盾、指導の難しい生徒が出てくるが、全体の流れにそった形でやりたい」と言う校長の言葉は虚しい。追い込まれている一人の子どもと親の姿を、個別的矛盾と切り捨てるとき、そこには人間共生の教育はない。

こうしたやりとりを下敷きにして、放課後組合との交渉が四時間あまり続けられた。今年入学出来た七九名の生徒たちの一人ひとり

を、かけがえのない子ども達として受けとめその門出を在校生も職員もみんなが祝う入学式場に、「日の丸」「君が代」は持ち込まないとの合意にいたった。きびしさを増す四圍の状況のなかで、教職員が「ものいわなくなる」ほど追いつめられている、そんな中で、この合意の意味は大きい。

昨年、山手中学校の学校通信に戦後責任にふれて「従軍慰安婦」の話が載せられたことがあった。自分の父親の戦時、戦後体験に思いをはせながら、今につながる歴史への痛切な思いを綴ったものであった。長谷川教育長はこの記事に激怒し、木下校長を呼びつけて「このような記事を書く教師は許せない。授業内容を校長として点検せよ」と怒鳴りつけたという。

春休み、校門前にこっそり「日の丸」ポールを立てさせた教育長は、「卒業式での生徒のしつけが悪い」と式後校長を呼びつけて怒鳴りつけたという。就任式で、一人の職員が、「わたしも、また市芦の卒業生です。わたしも大変きびしいなかで、学校に通いました。みんなも、きつとそうなのでしょう。でも、がんばってください」と言葉少なに話したが、生徒たちはしーんと聞き入っていた。声高に「日の丸」「君が代」を叫び、「道徳教育」をかつぐ者の正体こそ見抜かれている。

活動日誌 <抜粋> 1993. 3. 21~4. 20

- 3・23 解放同盟芦屋支部大会。伊丹市で入江君不合格抗議集会。
- 25 兵高教中央委員会。(市芦アピール)
- 27 県商強制配転抗議集会。現代史を考える会定例会参加。
- 28 法対会議。
- 30 麦の家事務局会議。
- 4・1 組合新執行部体制スタート。(委員 長小川先生)
- 3・4 麦の家さくら祭り参加。
- 8 入学式日の丸掲揚をめぐる市芦管理職交渉。法対会議。
- 9 市芦入学式、式場に日の丸あがらず。
- 10 麦の家交流会。(花見)
- 12 通信No.62発送。
- 15 事務局会議。
- 16 第四九回公平審。
- 20 芦屋地労協常幹。

■後記

今春、芦屋市役所から同和対策部が消えた。同和行政を国や県の方針にあわせていこうとする官僚にとって、運動団体の力を押さえこむことを集票の手段とする北村市長ほど使い易い市長はいない。人権感覚の乏しい北村市長、小林総務部長だからこそ憶面もなく人権推進部と名称変更できるのであろう。